

成長に向けての原子力戦略（H21.5.25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(1)	原子力発電：世界最高水準の設備利用率の実現、定格出力の向上、高経年化対策の充実、原子力発電所の新增設・リプレースを推進し、原子力発電比率の向上を図ること		
	<p>1) 電気事業者は、高経年化対策の計画的推進を含む新保全プログラムの定着と原子力発電所の新增設活動を着実に推進すること</p> <p>2) 国と地方自治体は、それぞれの役割分担と責任の明確化を図り、原子力発電の安全確保に関する取組みを着実に実施し、その内容を国民に明快に説明すること、また原子力発電の重要性を丁寧に説明すること</p> <p>3) 使用済燃料の中間貯蔵、再処理、放射性廃棄物の処分を含む核燃料サイクルの取組みを着実に推進させること</p>	経済産業省	<p>「原子力発電推進行動計画」(平成22年6月)において、今後取り組むべき事項を明確にし、各施策を推進。</p> <p><原子力発電推進行動計画(平成22年6月)の関連部分></p> <p>1. 新增設・リプレース、設備利用率の向上等を推進するための基本的取組 [新增設・リプレース等]</p> <p>我が国では、現在54基の原子力発電所が運転を行っているが、平成22年度電力供給計画によると、事業者は2019年度までに9基の運転を開始し、2020年度以降、5基の運転開始を計画している。</p> <p>また、2010年3月には、日本原子力発電(株)(以下、「日本原電」という)敦賀発電所1号機が、我が国の商業炉として初めて運転年数40年を迎えた。また、既に20基の原子力発電所において30年目の高経年化技術評価を完了しており、今後も、既設炉の長期安定運転を継続していくため、高経年化技術評価や計画的な予防保全対策の取組が重要となっている。</p> <p>他方、既設炉の将来的な廃止措置を踏まえると、中長期的に原子力発電の利用を拡大するには、2030年前後に本格化が見込まれる既設炉のリプレースを円滑に進めることが重要である。このため、事業者は、新增設・リプレースに向けた取組を着実に推進するとともに、国はこのための環境整備に努めるなど、国と事業者等の取組を連携して進める。</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、耐震安全性評価や高経年化対策を着実に実施するとともに、既設炉の将来的な廃止措置や代替炉建設の必要性も踏まえ、長期的な視点で計画的に新增設・リプレースを進める。また、国はこのための投資環境の整備に努める。 ・ 原子力発電比率は、地域特性等を反映し、各事業者によって様々であり、原子力発電の新增設の円滑化の観点から、事業者は自主的な広域的運営に取り組むとともに、国は、発電所の建設に伴う連系線や送電線の建設・増強等に係る環境整備等の対応について、必要に応じて検討を行う。 ・ 事業者は、既設炉の有効活用を図るため、定格出力を含めた出力向上について、日本原電東海第二発電所における導入を進めるとともに、他の発電所における出力向上も検討する。 ・ 今後、原子力発電の比率が高まることにより、電力需給の動向によっては、年末年始など一時的に需要が落ち込んだ場合に、一時的に定格出力以下で運転を行うことが必要な場合が生じてくると想定される。将来的に、日々の電力需要の変動に合わせて出力を調整する運転の必要性が高まってくる段階では、そうした運転が安全かつ確実に実施されるための要件等について検討を行うこととする。 ・ また、原子力発電比率が高まり、再生可能エネルギーの導入が拡大することに対応して、必要な系統安定化対策が確実に実施されるよう、国と事業者等は連携して必要な取組を行う。 <p>[設備利用率の向上]</p> <p>我が国の原子力発電所の設備利用率は、近年特に、自然災害（平成19年新潟県中越沖地震等）などの影響により低迷している。他方、原子力発電を基幹電源として推進していくためには、現在稼働している原子力発電所を安定的に運転するなど、設備利用率の向上を図ることが不可欠となっている。このため、長年かけて設備利用率を着実に</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>改善させてきた米国等の例も参考としつつ、必要な取組を推進していくことが重要である。</p> <p>その際、安全の確保が大前提であることは当然である。安全の確保と設備利用率の向上とはトレードオフではなく、運転・保守管理の充実など事業者が安全の確保に万全を尽くし、安定運転の実現及び積み重ねがあつてこそ、結果として、高い設備利用率を実現できることを認識する必要がある。</p> <p>したがって、設備利用率の向上のためには、事業者の不断的努力による安全安定運転の実現・継続とそれに基づく立地地域等の理解を一步一步、着実に積み重ねていくことが基本である。こうした観点から、事業者は、設備利用率の向上に向けた取組を着実に推進するとともに、国はそのための環境整備に努めるなど、国と事業者等の取組を連携して進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、トップマネジメントの遂行、安全文化の浸透・向上、品質保証体制の充実、運転経験情報の共有・活用、保全プログラムに基づく保全活動、これらの保安活動に必要な人材の確保、技術力の向上等、自主保安活動の推進などに取り組む。 ・ 事業者は、新検査制度の下で、点検保守の実績に基づいた点検方法や点検頻度の最適化、状態監視の充実強化など自らの保守管理を一層強化するとともに、地域経済への影響も踏まえ、立地地域との相互理解の促進に国と共に取り組む。これにより、事業者は、技術評価等の準備が整い次第、原子力発電所の点検評価等の実績に応じた運転間隔の設定を実施し、段階的に18か月の長期サイクル運転を目指すとともに、その達成後には、更なる長期サイクル運転を実現するよう取り組む。 ・ 事業者は、安全要求事項への対応を整理し、運転中保全に係る安全評価や対応策を検討した上で、実施を順次開始する。

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本原子力技術協会は、海外の先進事例も踏まえ、事故トラブル情報を収集、分析、評価した結果等を活用しつつ、2011年度から発電所の運営実績評価を実施する。また、国は、事業者の保安活動の総合評価を行う等、(独)原子力安全基盤機構等とも連携しつつ、事業者による運転管理や組織管理の改善を含めた保安活動の改善等を促進するための環境整備に努める。 ・ 事業者は、日本原子力技術協会や国による評価等を踏まえて、事業者間での、事故・トラブル情報の共有、対策の水平展開及びベストプラクティスの共有を進めるとともに、品質保証・保安活動・組織管理等の改善を行う。 ・ 事業者、メーカーは、エンジニアリング、プラント建設、運転・保守管理を担う人材の育成や技術力の向上、継承に取り組む。また、国は、熟練の技術や豊富な経験を有するシニア人材を活用すること等により、大学や高等専門学校の教育の質的向上や民間企業や研究機関との連携を強化するなど、「原子力人材育成プログラム」を充実させる。 ・ 以上のような取組により、安全安定運転の実現・継続の結果として、2030年までに設備利用率約90%（例：平均18か月以上の長期サイクル運転、平均2か月程度以内の定期検査による発電停止期間）となることを目指す。 ・ 国は、事業者の取組を後押しするために必要な支援を行うとともに、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」における判断基準を通じ設備利用率向上や新增設等を推進することを検討する。 <p>[新增設・リプレース、設備利用率向上等に向けた立地地域との相互理解の促進] 新增設・リプレースの推進や設備利用率の向上に限らず原子力発電の推進を円滑に行うに当たっては、原子力発電施設等の立地地域の住民や地方自治体との相互理解を</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>促進するとともに、原子力発電施設等と地域社会との「共生」を目指して、国、地方自治体、事業者が適切な役割分担の下、相互に連携・協力することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、事業者と連携して、立地地域住民の声に耳を傾け、知りたい情報は何かを把握し（広聴）、それを踏まえて、原子力の必要性・安全性等について情報提供を行う（広報）活動の充実を図る。その際、住民に対する原子力に関する説明は平易な言葉でわかりやすくするとともに、立地地域住民との「信頼関係の構築」により重きを置いて双方向性を強化することとし、こうした視点に立った、国の担当者による立地地域での説明、立地地域向け刊行物のコンテンツの工夫、セキュリティレベルを踏まえた原子力発電施設等の見学機会の増加などの取組の充実を図る。また、国及び事業者は、立地地域の世論形成に重要な役割を担う地元のオピニオンリーダーの活動を支援するとともに、立地道県との相互理解を促進するため、立地市町村はもちろんのこと、道県庁所在地をはじめ立地道県の他の地域も視野に入れた広聴・広報を行う。 ・ 立地地域の外部からの無責任な批判・行動がある場合には、国は事業者等と連携して立地地域の住民に的確な情報を提供するなどの積極的対応を行う。 ・ 事業者は、原子力発電施設等の運営の将来計画についてのビジョンを持ち、地方自治体の持つ地域の将来像に関するビジョンも踏まえ、地方自治体等との相互理解を得るよう努める。 ・ 国は、地方自治体との間で、原子力が有する国家レベルでの政策的重要性について認識の共有を深めるよう努める。また、国、地方自治体及び事業者との関係について、不断の取組により、より望ましい関係の構築を目指す。

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>[情報の受け手に応じたきめ細やかな広聴・広報活動による国民全体との相互理解の向上]</p> <p>原子力政策の安定的な遂行のためには、広聴・広報活動を通じて、立地地域のみならず、国民全体との相互理解の向上が必要不可欠である。国の広聴・広報事業については、昨今の厳しい財政事情を受け、予算額が大きく縮減されてきており、より効果的な事業実施が求められる。こうした中、事業者等とも連携を強化し、国民の間における原子力に関する正確な知識の普及定着のみならず、原子力や国の原子力政策に対する信頼性の向上につながるような効果的な取組を、情報の受け手に応じてきめ細やかに行っていくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴・広報について、国がより前面に出て双方向性を強化するとともに、事業の波及効果の向上を図っていくとの観点から、国の広聴・広報事業のあり方を検討する。小・中学生などの次世代層について、将来エネルギーについて自ら判断をし、行動を行うための基礎を構築するため、文部科学省とも連携した次世代層向け原子力教育支援事業やその他広聴・広報事業を推進する。 <p>3. 科学的・合理的な安全規制の充実に向けた対応</p> <p>[安全規制に関する国と利害関係者との対話の深化]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地地域の関心が高い個別の安全審査・検査等の案件については、規制活動の結果の説明に留まらず、規制プロセスの途中段階における利害関係者とのコミュニケーションの拡充について検討する。 <p>[注: 最近の動き]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様なステークホルダーと集中的に議論するため原子力安全規制情報会議（平成2

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>2年10月)を開催予定。</p> <p>4. 核燃料サイクルの早期確立と高レベル放射性廃棄物処分等に向けた取組の強化 [使用済燃料の再処理・貯蔵、プルサーマルの推進]</p> <p>使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用する核燃料サイクルは、限りあるウラン資源の有効利用と高レベル放射性廃棄物の減量化につながる、エネルギー安全保障上重要な取組であり、我が国の基本の方針である。</p> <p>昨年12月に我が国初のプルサーマルによる営業運転が九州電力(株)玄海原子力発電所で始まったことは、我が国の核燃料サイクル確立に向けた重要な一歩である。また、MOX燃料加工施設(青森県六ヶ所村)や使用済燃料の中間貯蔵施設(青森県むつ市)についても、安全審査を終え、5月に事業許可がなされるなど、取組が進んでいる。一方で、六ヶ所再処理工場については、技術的課題の解決に時間を要しているが、その解決に向け精力的に取り組んでいるところである。核燃料サイクルは、それを担うそれぞれの施設の状況が相互に関連していることから、全体を俯瞰しながら、立地に要するリードタイムも考慮し、個々の施策や具体的な時期について、状況の進展に応じて戦略的柔軟性を保持して対応していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 六ヶ所再処理工場の円滑な竣工・操業開始に向けて、国、研究機関、事業者等の関係者が連携し、残された技術的課題の解決に一体となって取り組む。国及び事業者は、地域住民を始め国民に対する十分な説明、情報提供を通じた相互理解を引き続き促進する。 ・ 使用済燃料の貯蔵容量拡大は、中長期的に各発電所共通の課題であり、中間貯蔵施設の立地に向けた取組を強化するとともに、国、事業者等の関係者は、貯蔵事業としての中間貯蔵という形態に限らず、広く対応策を検討する。

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>プルサーマルについては、既に営業運転が始まるなど順調に進んでいる地点がある一方、地元に応入れが出来ていない地点もあることから、計画どおりのプルサーマル実施のため、国及び事業者が連携して、地元申入れに向けた理解促進活動などの取組を進める。</p> <p>[高レベル放射性廃棄物等の処分事業の推進に向けた取組の強化]</p> <p>原子力発電の利用を拡大していく上で、放射性廃棄物の処分対策は必須の課題である。高レベル放射性廃棄物の地層処分事業については、平成20年代中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成40年代後半を目途に処分の開始という現行スケジュールを踏まえ、国は前面に立って、原子力発電環境整備機構(NUMO)や事業者等と一層連携しながら、国民との相互理解を促進する取組を強化し、文献調査について、数カ所以上のできるだけ多くの箇所において、NUMOによる公募に対する応募または国による申入れを実現することにより、早期に着手することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、NUMOや事業者等と連携しながら、全国レベル及び地域レベルの双方で、国民との相互理解を促進する広聴・広報活動を強化していく。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 推進派と慎重派とで議論を行い、参加者からの質問を取り入れた双方向のシンポジウムを引き続き開催する。 ➢ 地域の住民や地方自治体が勉強のために専門家等を招聘できる支援制度を創設する。 ➢ 国民と同じ目線に立って市民活動を実施しているNPO法人等との連携の拡大強化等を図り、より分かりやすい言葉での説明会を開催する。 ・ 高レベル放射性廃棄物等の処分事業が円滑に実施できるよう、国は、地下研究施設等を活用しつつ、全体計画にしたがって、必要な研究開発に着実に取り組んでいく。その際、地層処分の研究開発の遅延や先細りは、処分事業の安全確保に責任を持って取り組んでいないという印象を与え、処分場の選定にも悪影響を及ぼしか

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>ねない点に留意する必要がある。また、国はNUMOや事業者等と連携して、当該研究開発の成果を国民にわかりやすい形で提供することにより、国民との相互理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分事業に向けて進捗している海外の取組状況の共有や共同研究が重要であり、国は、海外の処分事業関係者を招聘するなど、情報交換・意見交換を行い、相互理解を深める取組、地域共生のあり方等を共有する。 <p>研究開発等に伴って発生する低レベル放射性廃棄物についても、処分の実現に向け、国及び日本原子力研究開発機構（JAEA）は関係機関の協力を得つつ処分事業を着実に推進する。</p>
(2)	放射線利用：医療分野における放射線利用を促進して健康大国を実現するとともに、農業、工業及び学術分野における利用を促進し、これらに関する産業を戦略産業に育成すること。		

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(3)	新たな挑戦を促す環境：原子力発電所、企業経営者、地方自治体、住民が技術や制度、事業のイノベーションを通じて成長に貢献する新たな企てに挑戦する気概を持てる環境を整備すること		
	<ol style="list-style-type: none"> 1) 国民の原子力、エネルギー、科学・技術に関するリテラシーの向上を図ること 2) 政策策定に係るデータを最新の情報技術を用いて誰でも共有できるようにするデータ公開に関する新たな取組みを立ちあげること 3) CO2の経済的な価値の「見える化」を推進し、原子力発電事業を通じての地球温暖化対策の推進に国民がより効果を感じ、またこれに貢献する取組みに自ら参加できるようにすること 4) 原子力の研究、開発及び利用における世界で初めての取組みが必要な安全を確保して遅滞なく実施できるよう、独立性、公開性、効率性、合理性、信頼性の確保を重視し、国民の視点に立った効果的、現実的、タイムリーな規制活動を行うことのできる原子力安全規制行政体制を整備すること 5) 社会環境の変化を踏まえて、電源三法交付金制度等の在り方について不断の見直しを行うこと、国と地方自治体、電気事業者は、原子力施設立地地域の人々が地域の有する人材、資金、資産（産業技術、部品・サービス需要、文化、自然等）、周辺の学術機関等を効果的に 	経済産業省	<p>原子力発電推進行動計画（平成22年6月）において、今後取り組むべき事項を明確にし、各施策を推進。</p> <p><原子力発電推進行動計画（平成22年6月）の関連部分></p> <p>2. 立地地域住民や国民との相互理解の促進と立地地域における地域振興</p> <p>[情報の受け手に応じたきめ細やかな広聴・広報活動による国民全体との相互理解の向上]</p> <p>原子力政策の安定的な遂行のためには、広聴・広報活動を通じて、立地地域のみならず、国民全体との相互理解の向上が必要不可欠である。国の広聴・広報事業については、昨今の厳しい財政事情を受け、予算額が大きく縮減されてきており、より効果的な事業実施が求められる。こうした中、事業者等とも連携を強化し、国民の間における原子力に関する正確な知識の普及定着のみならず、原子力や国の原子力政策に対する信頼性の向上につながるような効果的な取組を、情報の受け手に応じてきめ細やかに行っていくことが重要である。</p> <p>・ 広聴・広報について、国がより前面に出て双方向性を強化するとともに、事業の波及効果の向上を図っていくとの観点から、国の広聴・広報事業のあり方を検討する。</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>活用して、雇用の拡大・高度化に主体的に取り組む活動を推進すること</p> <p>6) アジア地域を中心とする原子力分野における新しい共同事業を起業する機会を豊かにする観点から、この地域の政府と民間の交流ネットワークを強化すること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学生などの次世代層について、将来エネルギーについて自ら判断をし、行動を行うための基礎を構築するため、文部科学省とも連携した次世代層向け原子力教育支援事業やその他広聴・広報事業を推進する。 <p>6. 原子力の国際的課題への対応</p> <p>[原子力産業の国際展開]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外での原子力プロジェクト参画から温室効果ガス排出クレジットを取得できるシステムの導入等について、二国間や多国間の場での議論も視野に入れつつ、検討を行う。 <p>2. 立地地域住民や国民との相互理解の促進と立地地域における地域振興</p> <p>[電源立地交付金制度の更なる改善等]</p> <p>国は、立地地域の振興や住民福祉の向上を図り、原子力発電施設等の円滑な立地及び運転を実現するため、いわゆる電源三法に基づく電源立地交付金制度を講じている。</p> <p>電源立地交付金は、以下の二つの性格を持ち合わせている。</p> <p>第一に、立地段階については、設備の設置を円滑化するために本制度が創設された経緯があり、現在も交付金額が厚めになっている。</p> <p>第二に、運転段階については、運転の円滑化を図るという観点から、より多く発電した立地地域に対して、より多くの交付金を交付することが基本であり、発電量の多い発電所の立地地域の一層の理解が得られる制度であることが重要である。</p> <p>今後、電源開発促進税の課税標準である販売電力量及びそれに伴い電源立地交付金の原資となる税収自体の大幅な増加が見込めない中、安全確保を大前提としつつ、</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
		<p>文 部 科 学 省</p>	<p>上記の性格をより明確化するために、以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電所の新增設・リプレース、核燃料サイクル施設等の立地を促進するための更なる方策を検討する。 ・ 原子力発電所の運転段階においては設備容量及び発電電力量により交付金額を算定しているが、算定にあたり発電電力量に傾斜配分する見直しを検討する。なお、その場合も、自然災害等で発電ができない場合に交付金額が大幅に減少することとなるのは制度の趣旨に反することから、現在も制度として存在している「みなし規定」は存続する。 ・ 用途の裁量拡大など地方自治体にとって使い勝手が向上するよう制度の改善をこれまでも行ってきたが、今後とも、交付金の適正な執行を前提として、その使い勝手を更に向上させるために必要な取組を行う。 ・ 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に関しては、公共施設設備に関して関係府省と連携し優先的な採択に努めるとともに、2011年3月末に失効することも踏まえて、今後の取扱いを検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金」制度の運営とともに、簡易放射線測定器の貸出しや原子力を含めたエネルギー教育に関する情報提供、原子力に関する副読本等の作成・普及等の原子力に関する教育の支援を実施している。平成22年（2010年）度以降も引き続き実施予定。 ・ 文部科学省ホームページにより、政策策定に係るデータに関する情報発信を行っている。 ・ 電源三法交付金については、地域のニーズを踏まえた用途の拡大等を行い、立地地

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			域等が主体的に取り組む地域振興を支援する。
(4)	国際展開：増大する国際社会の原子力発電新增設需要や途上国における放射線医療を含む放射線利用需要に対して我が国原子力産業がより大きな役割を果たすこと。		
	<p>1) 国際社会においても高い水準の原子力安全、核セキュリティ、核不拡散が確保・維持されることに貢献するため、これらに関してIAEA や国際社会とのネットワークを格段に強化すること</p> <p>2) 原子力市場としての可能性のある国々との間で、原子力平和利用を担保する原子力協力に関する二国間協定を迅速かつ戦略的に締結すること</p> <p>3) 国ごとに原子力発電所の建設に付随して整備が期待されるシステムのニーズを同定し、これを満たす取組みをコーディネートする機能を充実すること</p> <p>4) 原子力投資に政策金融を積極的に活用する仕組みやその地球温暖化対策に係る効果を評価する仕組み及び投資リスクを軽減するための原子力損害賠償制度等を整備すること</p> <p>5) ODA等を活用して放射線医療技術や農業・工業分野における放射線利用技術の普及を図るとともに、これに基づく事業展開を原子力発電所の建設に付随するインフラ整備の取組みの一部として提案していくこと</p>	<p>外務省</p> <p>経済産業省</p>	<p>原子力発電の導入における3S確保の必要性を G8サミット、2010年 NPT 運用検討会議、IAEA 総会、GNEP(IFNEC)等の場で確認し、3Sの重要性に関する意識を国際的に高めている。また、平成22年(2010年)1月にアジア諸国のための核セキュリティ強化に関するセミナーを IAEA との共催で開催し、参加国の核セキュリティ強化に貢献した。また、平成21年(2009年)6月に行われた、国連気候変動枠組条約及び京都議定書の下の特設作業部会において、「原子力は2050年までにグローバルな排出を半減するという長期目標を実現する上で不可欠な技術であり、柔軟性メカニズムの対象とすべき」とする意見を提出。</p> <p>原子力発電推進行動計画(平成22年6月)において、今後取り組むべき事項を明確にし、各施策を推進。</p> <p>[原子力発電推進行動計画(平成22年6月)の関連部分]</p> <p>6. 原子力の国際的課題への対応 世界のエネルギー安定供給、地球温暖化問題への対応及び、原子力の平和利用に</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>加え、我が国の経済成長や原子力技術・人材の維持・強化、諸外国との共通技術基盤の確保等の観点から、原子力産業の国際展開を積極的に推進することが重要である。その際、世界における原子力発電の導入見通しを踏まえ、①当面最大規模かつ相対的に低リスクの市場である米欧、②既に原子力を導入しており今後急拡大する見込みである中国・インド、さらに、③将来的には発展の可能性が大きい東南アジアや中近東等の新規導入国など、市場ごとの特性に合わせた対応を行うことが必要である。</p> <p>他方、原子力発電の推進に関心を示す国が世界的に増加していることに伴い、核不拡散に向けた取組をより一層強化するとともに、原子力発電施設等の安全な運用、さらには使用済燃料の扱いといった様々な課題に対処するための国際的な環境整備を進める必要性が高まっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、原子力先進国である日本の技術や経験を活用し、世界の原子力の発展及び安全確保に向け中心的な役割を果たしていくため、以下の取組を推進する。</p> <p>[原子力産業の国際展開]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米欧(特に米国)市場については、我が国の原子力産業にとって引き続き重要であり、国は、米欧市場における新規建設、資機材輸出、発電事業への参画等について公的金融支援等を活用しながら積極的に支援する。 ・ 中国市場については、国は、公的金融支援等を活用しながら、当面想定される資機材の輸出を支援していく。インドについては、エネルギー・産業政策の観点から、各々の原子力政策について意見交換や情報交換を進める。 ・ 新規導入国市場については、システム輸出として、原子力発電プラントの建設、運転・管理、燃料供給さらには法整備、人材育成、インフラ整備、資金調達協力まで含

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>めた一体的な対応が必要であり、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 官民一体となって原子力発電新規導入国へ一元的な提案を行うための電力会社を中心とした「新会社」を遅くとも本年秋までに設立するなど、原子力発電にかかるサービス・システムの総合的提供体制を具体化する。 ➤ 国は、官民のリスク分担のあり方について検討を進めつつ、(独)日本貿易保険によるリスク補完機能を強化する。特に、今後はEPC事業やIPP事業への参画が見込まれることから、海外投資保険や輸出保証保険等のリスク補完範囲の見直しを行う。 ➤ 国及び事業者等は、相手国の人材育成及び国際展開に対応しうる国内の人材育成を行うとともに、新規導入国での制度整備を支援するなどキャパシティ・ビルディングへの取組を強化する。 ➤ 国は、原子力関連の貿易投資環境を一層整備する。具体的には、原子力発電所の導入を円滑に行うため、特に原子力発電新規導入国では、ODA等を活用しつつ、原子力発電所の周辺送電網、港湾、道路などのインフラ整備を支援する。また、海外での原子力プロジェクト参画から温室効果ガス排出クレジットを取得できるシステムの導入等について、二国間や多国間の場での議論も視野に入れつつ、検討を行う。 ➤ 新規導入国市場では、建設・運転・管理に加え、燃料供給まで含めた一体的なサービスの提供が求められる可能性がある。このため、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構等の公的金融資金を活用しつつ、ウラン鉱山の開発、および海外の濃縮事業者との連携強化(資本参加)等を支援し、我が国の燃料供給能力の強化を図る。 ➤ 国は、新規導入国等との原子力協定の締結を戦略的かつ迅速に進める。 <p>・ メーカー、建設・設計業者は、安全を確保しつつ、原子力プラントの価格競争力を高</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>めていくための設計について検討を行う。また、国は、部材製造など、厚みのある産業基盤の維持・発展に向け着実に取り組む。</p> <p>[核不拡散や原子力安全等に向けた国際的な環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力導入国が拡大していく中で、国は、平等な競争条件の確保や核不拡散、原子力安全、核セキュリティ等を軽視した価格競争の防止を図るため、国際的な場での取組を強化する。 原子力の利用において国が確保すべき安全上の要請を国際的な共通基準としてIAEAの場等で示すなど、安全面での国際社会の取組に、国は積極的に貢献する。 我が国のCSC(原子力損害の補完的補償に関する条約)への参加とそれによる原子力損害賠償の国際的枠組構築に向けた取組について検討を行う。 原子力平和利用と核不拡散を両立させるため、IAEA、GNEP等の場で検討されている核燃料供給保証の仕組みや使用済燃料の取扱いに関する国際的枠組みづくりの議論に主体的に取り組む。 アジアを中心とした核不拡散・核セキュリティに関する人材育成のための総合支援センターを設置するとともに、国際的な核不拡散・核セキュリティの強化に向けた技術開発等を行い原子力の平和利用に向け我が国として貢献する <p>[注:最近の動き]</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナムへの原子力協力について、原子力ハイレベルミッションを実施(平成22年8月)。 官民一体となって原子力発電新規導入国へ一元的な提案を行うための新会社「国際原子力開発(仮称)」設立に向けた準備室を設置(平成22年7月)。 <p>マレーシア・エネルギー環境技術水省とマレーシアにおける原子力発電計画のための基盤整備に関する協力覚書に署名(平成22年9月)等。</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
		農 林 水 産 省 文 部 科 学 省	<p>現時点では該当無し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な核不拡散体制を核物質の管理の側面から支える保障措置について、将来にわたって持続可能なものとするため、日本及び米国が共同で主催し、次世代保障措置に関する国際会議を開催。 ・核セキュリティサミットの結果を踏まえ、文部科学省と米国エネルギー省との間で、核不拡散、保障措置、核セキュリティ分野の協力の枠組を定めた協力文書に署名。 ・核セキュリティ・サミットにおいて、我が国の総理が表明したイニシアティブに基づき、2010年中のアジア核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの設置に向け、アジアを中心に、ニーズ調査や参加の呼びかけ、IAEA等との協力に関する働きかけ等を行っており、国際社会とのネットワーク構築の強化に努めている。 ・我が国の原子力損害賠償制度は、原子力事業者に無限の責任を負わせる一方、政府が原子力事業者に対して必要な援助を行う仕組みとなっており、諸外国に比して、被害者の保護及び原子力事業の健全な発達において優れた制度となっているが、引き続き、原子力先進国としてふさわしい制度の充実に努めていく。
(5)	持続成長のためのプラットフォーム：持続的成長のために効果的な原子力科学技術及びこれらの研究、開発及び利用を担う人材を継続的に供給すること		
	1) 原子力研究開発機関を中心として、高速増殖炉サイクル技術をはじめとする世界最先端の原子力エネルギー研究開発に取り組むとともに、これらに係るインフラの充実と国際ネットワーク活動を充実すること	経 済 産 業 省	原子力発電推進行動計画」(平成22年6月)において、今後取り組むべき事項を明確にし、各施策を推進。

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>2)原子力教育システムの国際化を図り、世界のどこでも活躍できる人材を育成すること</p>		<p>[原子力発電推進行動計画(平成22年6月)の関連部分]</p> <p><高速増殖炉サイクルの技術開発></p> <p>高速増殖炉サイクル技術は、我が国の長期的なエネルギー安定供給等に大きく貢献するものであり、早期実用化に向けた研究開発を着実に進めることが重要である。本年5月に高速増殖原型炉「もんじゅ」の試運転が再開されたことは重要な一歩であり、今後、試運転が円滑に進められ、所期の成果を挙げる事が重要である。その成果等も反映しつつ、2025年頃までの実証炉の実現、2050年より前の商業炉の導入に向け、文部科学省と連携して研究開発を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速増殖炉開発について、国、事業者、メーカーは、実証プロセスへの円滑な移行に向けた研究開発の成果を踏まえ、2010年度に革新技術の採否判断等を行う。 高速増殖炉の実用化を一層円滑に進めていくために、国、事業者、メーカー、(独)日本原子力研究開発機構は、研究開発の進捗に応じた効果的なプロジェクトの進め方、役割分担、国際協力のあり方等を明確にすべく具体的な検討を行う。 <p>高速増殖炉の実用化技術の早期確立を図るとともに、将来の国際標準を可能な限り我が国が確保するため、国際協力を適切に進める。将来のエネルギーセキュリティを担う国家的な基幹技術としての性格を踏まえ、我が国の自立性を維持しつつ互恵的な国際協力関係を構築する。</p>

成長に向けての原子力戦略（H21.5.25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
		文部科学省	<p>・日本原子力研究開発機構において、平成22年5月6日に高速増殖原型炉「もんじゅ」の試運転を再開し、出力を殆ど出さずに炉心の性能を確認する炉心確認試験を本年7月22日まで実施した。また、米仏等との国際協力を図りつつ、国、電気事業者、メーカーと連携して高速増殖炉サイクル実用化研究開発を推進している。平成22年度には、原子力機構が革新技術の採用可能性を判断し、国としても評価を実施する予定。</p> <p>・平成22年（2010年）7月、五者協議会において、2015年の高速増殖炉サイクルの実用化像提示に向け、燃料製造や再処理技術を含めた研究開発計画を本年度中に作成するとともに、国際協力のあり方、官民の役割分担等についての検討を行うことを合意し、検討を開始した。</p> <p>・日本原子力研究開発機構は、我が国唯一の総合的原子力研究開発機関として、もんじゅを中心とする高速増殖炉サイクル研究開発、高レベル放射性廃棄物地層処分技術開発、核融合研究開発、量子ビーム応用研究開発を重点的に実施していくことを第2期中期計画に記載し推進している。</p> <p>日本原子力研究開発機構は、従来より機構が保有する研究炉施設、照射施設等を共用施設として広く大学や産業界による利用を進めてきたが、引き続きこれらの供用施設・設備の有効利用を促進する。特に昨年完成した J-PARC 中性子線施設は H21.7 に共用促進法施設として位置づけられ、H23.10 より同法に基づく共用を開始する予定である。</p> <p>また、高速増殖炉サイクル研究開発では、特に仏国や米国との協力を進めており、核融合研究開発では国際熱核融合実験炉 ITER 計画に世界 7 極の一員として参加するとともに、欧州 (EU) との協力で幅広いアプローチ (BA) 活動を進めている。更に、J-PARC</p>

成長に向けての原子力戦略（H21. 5. 25 原子力委員会決定）

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>では世界から多くの研究者が研究利用に訪れ、最先端科学技術の交流を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・日本原子力研究開発機構において、大学連携ネットワークを始め、大学等との連携協力を強化することにより、国際的に活躍できる人材の育成に貢献する。また、国内外の関係機関との連携協力を強化するとともに、原子力人材育成情報の収集、分析、発信等を行うことにより、人材育成ネットワークを構築する。